

委託業務における遠隔臨場に関する試行要領

(趣旨)

第1条 この「委託業務における遠隔臨場に関する試行要領」(以下「要領」という。)は、徳島県県土整備部及び各総合県民局県土整備部が発注する委託業務において、「業務箇所への遠隔臨場」(以下「遠隔臨場」という。)を試行するために、必要な事項を定めたものである。

(遠隔臨場)

第2条 遠隔臨場とは、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方通信を使用して「立会」を行うものである。なお、ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能(ウェアラブル; Wearable)なデジタルカメラの総称であり、一般的な Android や i-Phone 等のモバイル端末及びクラウドを活用した情報共有システムを使用することも可能である。

(対象業務)

第3条 遠隔臨場を実施する委託業務は、次のいずれかとする。

(1) 発注者指定型

当初請負対象金額が 1,000 万円以上の現地立会を要する調査業務

(2) 受注者希望型

発注者指定型以外の委託業務

(適用の範囲)

第4条 本要領は、所定の性能を有する遠隔の機器を用いて、「徳島県委託業務共通仕様書」(「徳島県設計業務共通仕様書」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書」及び「徳島県測量作業共通仕様書」)に定める「立会」を実施する場合に適用する。

なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、立会だけでなく、業務箇所における状況不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の提案等、自発的に実施する行為も遠隔臨場の適用とする。

また、ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場による立会に代えることが出来るものとし、監督員が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常どおりの立会を実施する。

(1) 立会

「徳島県委託業務共通仕様書」(「徳島県設計業務共通仕様書」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書」及び「徳島県測量作業共通仕様書」)、「第1章 総則」、「第102条 用語の定義」に定める「立会」において「設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。」事項に該当するものであること。

(遠隔臨場の実施)

第5条 遠隔臨場は、契約後、受発注者の協議により実施を決定するものとし、実施方法は次の(1)から(3)によるものとする。

なお、発注者指定型において、受注後の協議により、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は遠隔臨場の実施をしないことができるものとする。

(1) 事前準備

- ・遠隔臨場に使用するウェアラブルカメラ等の機器は、原則、受発注者それぞれが準備するものとする。
- ・利用するアプリケーション又はサービス等の仕様については、発注者が保有するインターネット通信が可能なモバイル端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して通信費以外の費用が新たに生じないものを受注者が選定し、事前に監督員の了解を得るものとする。
- ・発注者が保有する機器での利用が困難な場合でも、受注者において発注者の利用する機器を準備する場合には発注者の環境を満たしたものと見なす。
- ・受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供ならびに、必要とする資料の整備をするものとする。

(2) 遠隔臨場の実施

- ・受注者は、事前に監督員との双方向通信の状況について確認を行う。
- ・受注者は、「業務名」、「確認内容」、「測定値」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。
- ・遠隔臨場の実施時間は、監督員の勤務時間内とするが、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りでない。

(3) 記録と保管

- ・受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信中の画面キャプチャ（画像）又は端末の画面を含めた写真のいずれかの記録を行い、立会の書面に添付するものとする。なお、撮影する写真（画像）は、遠隔臨場が行われた証拠を記録するためのものであり、寸法の読み値等の詳細が判別できるものである必要はない。また、撮影された写真（画像）は電子納品の対象外とする。
- ・受注者は、遠隔臨場の映像と音声について、記録と保存を行う必要はない。
- ・監督員が映像と音声の録画を必要とする場合は、監督員が使用するタブレット端末等にて録画する。

(費用の負担)

第6条 遠隔臨場実施にかかる費用の全額を設計変更を行うものとする。

ただし、従来の費用から追加で必要となる費用のみ受注者からの見積を確認の上、計上し、経費の対象外とする。

機器の手配は原則リースとし、その賃料を計上する。

<費用のイメージ>

- ①撮影機器、モニター機器の賃料
- ②撮影機器の設置費（移設費）
- ③通信環境整備費（衛生通信等）
- ④その他 {ライセンス代、使用料等}

(個人情報等の取扱い)

第7条 受注者は、遠隔臨場を実施する場合には、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令等を遵守するものとし、次に留意すること。

- (1) 受注者は、被撮影者である業務箇所の作業員等に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。

(2) 受注者は、ウェアラブルカメラ等で撮影する場合、作業員等のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。

(3) 受注者は、業務に関係しない場所や見ることが予定されていない箇所ができる限り映り込まないように留意すること。

(委託業務成績評定)

第8条 遠隔臨場を実施した場合には、主任監督員又は総括監督員による評価において、次を評価するものとする。

プロセス評価：取組姿勢：責任感 積極性 倫理観：その他

(その他)

第9条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。

附則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

この要領は、令和6年5月1日から施行する。